

参考

(実習実施者での)研修期間中の流れ

入国後6ヶ月  
入国後10ヶ月

1年  
1年

- 在留期間更新許可申請
- 技能検定試験(基礎2級)(筆記・実技)
- 在留資格変更許可申請
- 在留期間更新許可申請
- 技能検定試験(検定3級:3年満了時修了検定)
- 実習生帰国

在日年数3年間になります。

参考

3号への資格変更と2年間延長

1ヶ月  
2年間延長

- 在留期間更新許可申請(3号への資格変更)
- 一旦帰国(1カ月以上)
- 再入国

技能実習終了

※ 双方、諸条件をクリアすれば、最長5年の技能実習が可能。